

ベネズエラ・ボリバル共和国に対する継続的クーデターの枠組の中で起こされた新たな行動とアメリカ合衆国の干渉に対して、ニコラス・マドゥロ大統領が国内および国際社会に向けて発表した声明

2015年2月13日

ニコラス・マドゥロ、ベネズエラ・ボリバル共和国大統領は、民主的に設立された政府を転覆しようというベネズエラの右翼と外国勢力の行為を 2014 年以來非難してきた。ベネズエラの民主主義に対する暴力的な攻撃は、極右の勢力が行っている。彼らの目的は、民主主義制度の安定を脅かし、わが国で過去 15 年間に実施された各選挙で継続的に承認されてきた国民の意思を無視して自分たちの計画を強制しようというものである。

2014 年 1 月 23 日以來、これら不安定化を目論む集団は、ベネズエラの民主主義に対して新たな攻撃を始めた。「出口」と称する計画は、一見平和的なデモを呼びかけた。しかしながら、これらの勢力に呼応した行動は、すぐさま革命政府に反対する地方政府が統括している一部の県や基礎行政区で常軌を逸した暴力の波になった。

こうした状況下で、「国民の意志党」の指導者、レオポルド・ロペスは、ソーシャルネットワークを通じて次のように宣言した：「われわれは、この悲惨な状況の解決策、民衆が街頭で積極的に行動するようにする解決策が必要であることを提起した」、「ベネズエラの街頭で会おう」と述べ、同時にわが国で「出口と変革」が近づいていることを断言した。

上述の呼びかけは、様々な「分野のベネズエラの右翼勢力により支持され、彼らは不安定化計画に着手し、2014 年 2 月 12 日に始まった暴力的で野蛮な行動を率いた。この勢力が犯した行動の結果、死者は、合計 43 名、負傷者は数百名に上り、公共資産も測り知れない損害を受けた。

これら反対勢力による暴力的な事件は、国内外のメディアにより歪曲され、「平和な」デモがベネズエラ政府によって抑圧されたかのように報じられ、国民と国の平和を守るための治安要員の行動が人権を侵害するものであるかのように伝えられた。

このようにエスカレートした無意味な暴力が失敗した後、ニコラス・マドゥロ大統領は、真摯に対話と理解を呼びかけた。南米諸国連合（UNASUR）の参加を得て話し合いの場を用意し、それらの勢力を招集した。しかしベネズエラの反対勢力は、この努力に応えなかった。彼らで作った計画は、またもや不安定化を目指した行動であった。この時点から国内ではクーデター行動が、激化し、継続的なものとなった。反対勢力は、アメリカ合衆国政府の支援を得て憲法秩序を無視し、政府を転覆させる計画に着手した。

富裕勢力は、街頭で行われた暴力が失敗に終わったため、ベネズエラ国民に対する経済戦争を開始した。一般国民の中に不満足な雰囲気を作り出し、略奪や社会的騒擾を生じさせるためであった。このようにして、買占めや投機、密輸によってベネズエラ国民から食料や衛生に関わる主要物資を奪おうとしたのであった。こうした行動は、未だに進行中であるが、ボリバル政府によって阻まれてきた。政府は、ベネズエラ国民に直接影響する経済を攻撃する戦争を抑止するために多大な努力を払ってきた。

また、ボリバル政府は、新たな行動を阻止した。この度は軍部で生じたものだった。空軍の将校の一団が、共和国大統領や国のいくつかの基本的に重要な機関対し、暴力的な事件を起こそうと企んでいたのである。このクーデター計画は、ベネズエラの極右勢力により指導されており、行動に参加する予定の将校たちに金と一連の援助が提供された。この全てが、米国政府の支援を受けていた。

上述のクーデター計画について特筆すべきことは、野党の指導者レオポルド・ロペスを殺害し、それによって大混乱状態を生み出して、政府の転覆を引き起こそうという計画が存在していたことである。また、今週は、いろいろな野党指導者たちが「移行」のための文書に調印するはずであった。それには、マリア・コリナ・マチャド、フリオ・ボルヘス、アントニオ・レデスマ等ベネズエラ極右野党の代弁者たちが参加し、臨時政府評議会を形成するはずであることも特筆に値する。

同様に、失敗に終わったこのクーデターの目的は、ニコラス・マドゥロ大統領、ディオスダド・カベジョ、ティビサイ・ルセナ、ホルヘ・ロドリゲスやタレック・エル・アイサミといったボリバル政府の高官の殺害であった。

これまで述べてきたクーデターが判明した結果、今日までに 10 名の将校が自由権をはく奪され、他に軍人 3 名が国外に逃亡中であることを述べておく必要がある。

また、コンピューター、サーベル、制服、タブレット、ビデオ撮影用に使用された衣料、野党市長（アントニオ・レデスマ）の写真が確認されたほか、最近全国紙に掲載された「移行」のための文書が、見つかった。加えて逮捕者たちは、新聞での掲載が行動を起こすための合図の一つだったと自白した。

このような状況のなか、ベネズエラ政府に反対する政治家たちが、多くの声明を発表している。それらは、明らかに現行憲法の規格外で、政権交代を行う態度を明確に表しており、憲法に従った道程を変えるように国軍に対して呼びかけさえしている。このことは、米国にあるベネズエラ人団体が声明で指摘をしている通りである。その団体は、次のように求めている：「**権力を行使し、ベネズエラを破綻させた全体主義のマフィアの束縛からわれわれを解放して欲しい**」、あるいはクーデターが起きるはずだった日にあるメディアの所有者が発表した声明でも分かる：その声明は、「**ベネズエラでは 2018 年に選挙が実施されるが、状況はあまりに破滅的で、チャベス主義者や国軍も含めあらゆる勢力の不満があまりに大きいので何が起きてもおかしくない**」と述べている。

これらのすべえでの要素が、ベネズエラの不安定化を狙う勢力が国の憲法秩序を危うくするという確固たる目的で、継続的計画を立てていることの明白な証拠である。

これらわが国の右翼勢力が創りだそうとした状況と並行して、米国政府の明白な参加または介入が見られる。米国の主な政府高官は、ニコラス・マドゥロ・モロス大統領の政府の行動について、バランスが取れていない、誤ったものだという判断を発信する課題が与えられている。それは、クーデター、外国の介入およびいわゆる民主主義への「平和的移行」を正当化するために国際的な色彩をおびさせようという観点から行われているものである。

継続的に行われているクーデターは、国内的、また国際的要因によって、段階的に準備され、マドゥロ大統領の「終焉」、それに伴う革命政府の終焉に関係しているものである。

米国政府は、意図的な覇権を誇示し、ベネズエラの内政には干渉しない、という国際的な義務の履行を一貫して怠ってきた。米国政府は、ニコラス・マドゥロ・モロス大統領のボリバル政府とベネズエラの民主制度の信用を失墜させ、損傷させて、そのことにより**現行憲法の参加型で国民が主人公の民主主義制度を覆すべく**、一連の言明や法的性格の行動という方針を展開してきた。

実際、米国政府は、2014年以降ベネズエラの極右政治勢力が推進してきた危機的状況に対処するためにベネズエラ国家が施行されてきた政策を、公式な声明によって公然と批判するという邪悪な行いをやってきた。

このことは、次の時にみられた。すなわち、ジョン・ケリー国務長官が（2014年5月21日）、ベネズエラで起きた暴力的状況について平和なデモを暴力的なものとして非難して、当時の状況を歪曲し、わが国で政治的権利が侵害されていると虚偽の主張をし、犯罪的行為、蛮行を推進した人物たちの釈放をさえ要求したときである。ケリー国務長官は、「**意見の相違を表明するという民主的な権利を行使しようとしていた**」と、事実上、彼らを正当化したのである。

同様の意味で、ジョー・バイデン米国副大統領は、ブラジル訪問中（2014年6月16日及び17日）に、ベネズエラの民主制度は弱体化し、**民主主義の欠如**が見られ、人権の保証がないと米国政府は考えている、とあからさまに表明した。

2014年7月30日に国務省は、ベネズエラの公務員向けの査証の交付に制限を設けた。その口実は、ベネズエラの政治的反対派について司法からの警告があった、また、米国が平和な抗議運動と理解していたその頃都市部で散発的に起こっていた一時的な暴力的状況を制止するために過剰に力を用いたというものであった。査証交付制限の目的は、確実に「**人権侵害者が釈明する**」ようにするため、というものだった。

国務省は、ジェン・サキ報道官を通じてわが国の経済状況に関して間違った見解を維持することができるとような声明を継続的に繰り返すとともに、ベネズエラの極右指導者たちが直接、公然と奨励し推進した、真の法的訴訟の理由である犯罪的蛮行には言及せずに、**ベネズエラの仮想の政治的反対派の犯罪化**に言及するという見解の方針を作り上げた。

これと同じ意味で、米国政府は、特に市民レオポルド・ロペスの法的訴訟に言及して、好機とばかりにベネズエラの司法制度の誠実さを疑問視したのであった。

同様に、もう一重要な点を述べると、米国政府は、**2015年国家安全保障戦略**の中でベネズエラにおける人権侵害、政治的反対派の犯罪化並びに表現の自由の禁止に関して歪曲した見解の路線を維持していることである。このことからさらに、米国政府は、ベネズエラの民主的・参加型・国民が主人公の憲法体制を変えるために、ベネズエラの野党勢力の支援を継続することを行動の指針として定めことになっているのである。

他方、ここで2014年12月に米国議会で承認され、バラク・オバマ大統領が発効させた、最悪の「**ベネズエラにおける人権と市民社会の擁護のための法律**」に触れないわけにはいかない。明らかに干渉主義的な性質のこの「法律」は、ベネズエラ・ボリバル政府がすべての国民に法律を順守させ、平和と安全を維持させようというとき、ベネズエラの極右勢力が資金を出した少数の集団が野蛮で犯罪的行為を犯しているのをベネズエラ政府が阻止するためであっても、ベネズエラ政府は人権を侵害しているのだという米国政府の信条に基づいている。

上記法律の議会での手続きの最中にも、米国政府は、この「法律」に定められている制裁によりベネズエラの野党勢力の企図に有利になると、議会に対して表明した。

指摘しなければならないことは、米国のこの法律は、ベネズエラ国の利益反して国際法上許されていない一方的な性格の制裁を規定したものであるということである。国際司法裁判所の最近の判例で支持されている現代の国際主義的学説と国連の諸機関の慣行に従えば、他国の内政不干渉という、国際平和と安全を保障するために国家間の国際関係を律する国際法上の普遍的義務とされている神聖な基本原則を侵害するものである。

加えて、前述の法律は、「**選別的攻撃**」を通じて、国務省（行政権機関）によって簡潔かつ秘密裡に指摘されたベネズエラ市民の伝統的利害をベネズエラ・ボリバル政府に押し付け、文明化された世界で認められた基本的諸権利の廃止や侵害に対して制裁を適用しようとすることを目的としている。

このような米国政府の干渉行為は、地域の諸国によって認識され、断固として非難されている。中でもラテンアメリカ及びカリブ海諸国との関係において、他のいかなる国の国内問題に直接的、間接的にも干渉しないという合意を尊重し、国家主権、権利の平等、諸国民の民族自決権の原則を遵守し、他国の内政不干渉の原則を侵害する一方的な制裁を科すことを慎むように（南米諸国連合及び南米南部共同体）、中南米・カリブ海諸国共同体(CELAC)が米国政府に呼びかけたことは極めて重要である。

しかし、米国政府は、こうした国際法の順守の呼びかけには応じず、ベネズエラ政府の公務員に対する制裁措置を繰り返し、更に拡大した。これらの措置は、改めて前述の地域機構によって拒否された。また同様に、非同盟運動(NAM)を通じて国際社会に伝えられ、非同盟運動は、「**ベネズエラと米国の対話と政治的理解の精神に悪影響を及ぼす不法な抑止的措置を撤廃するよう**」主張した。

上記に照らして、ベネズエラ・ボリバル共和国政府は、米国政府がわが国の内政問題に系統的、継続的に行なっている干渉を、国際社会が精力的に拒否するよう要請する。というのは、米国の干渉は、国家間の平和共存という基本的価値観を損ねるものであり、国連憲章に定められている普遍的な国際法に違反するからである。

米国政府が違反する他国の内政不干渉に関する国際規範

- 国連憲章第 2 条第 7 項は、国連のみならず加盟国の行動を規定する基本原則として、本質的に各国の国内権限である内政問題への不干渉の義務を明確に定めている。
- この原則は、《国連憲章に従い国家間の友好と協力関係に関わる国際法の原則に関する声明》で全面的に展開されており、(1970 年 10 月 24 日付国連総会決議第 2625 (XXV))において、次のように定められている。

《いかなる国家または国家の集団も、どのような動機があろうとも、いかなる他国の国内あるいは対外事項に直接あるいは間接にも干渉する権利を有しない。従って、武力干渉のみならず、いかなる形の干渉あるいは国家としての存在に対する威嚇、あるいは国家を形成する政治的、経済的及び文化的要素への威嚇も国際法違反である》

- 同様に米州機構の憲章第 3 条(e)は、機構の全加盟国の履行義務の原則として「他国の内政に干渉しない義務」を定めており、第 19 条では以下のように規定している：

《いかなる国家も国家集団も、いかなる動機であれ他国の内部あるいは対外事項に直接にも間接にも介入する権利を有しない。上記の原則は、武力だけでなく、国家としての存在に対する威嚇、あるいは国家を形成する政治的、経済的及び文化的要素への威嚇も禁止するものである。》

上記の原則の規準の成文化により、国際平和と安全を確保できる良好な関係を保つためには、この原則が地域の全ての国に義務となっていることは疑いもないことである。

- この普遍的な原則が米州の慣習であり、米州地域のあらゆる国が完全に履行すべき義務であることを表明するもう一つのものが 2011 年 12 月 2 日と 3 日に開催された中南米・カリブ海諸国共同体 (CELAC) の首脳会議で採択されたカラカス宣言第 23 項にある。そこにおいて、アメリカ大陸を最も広範に代表するこの政治的、統合主義的機構は、同共同体のいくつかの価値観と指針の原則として、主権の尊重、領土保全の尊重、各国の内政不干渉を承認している。
- 2011 年 12 月 3 日付けの CELAC 会議における民主主義と憲法秩序についての特別宣言で、この原則的立場が次のように再確認された。

《われわれは、法治国家の有効性、各国民の主権的意志の表現として合法的に形成された政府の尊重、内政不干涉、民主的制度の擁護は、平和、安定と経済的繁栄並びに社会正義・・・を確保ために不可欠な保障であることを承認する・・・》

同様に、この地域で見ると南米諸国連合（UNASUR）は、不介入、各国家の主権の無限の尊重、内政不干涉の原則がすべての国際社会にとっての義務であることを加盟国の信念として、様々な機会に再確認してきた。それは地域の国際的安全と平和を保つためである。

- 2008年12月16日付の UNASUR の南米防衛評議会設立決議において、UNASUR は、第3条が南米防衛の中心的原则であることを強調して定めている。

《(a)各国家の主権、領土保全、他国の領土不可侵、内政不干涉、諸国民の自決権に対する無制限の尊重

(e)国連憲章、米州機構憲章及び UNASUR の設立条約の原則や規準に準じた国際法の完全な有効性の擁護

(m)諸国民の平和共存、内外からの威嚇に対して、国内の基準に従って、防衛する分野において、各国政府の民主的制度と擁護の有効性を再確認する・・・》

- 2009年8月28日付の UNASUR 特別首脳評議会の共同宣言は、《各国家の主権、領土保全と領土不可侵、内政不干涉、諸国民の自決権の無制限の尊重は、地域統合を強化する上で不可欠である》ことを再び強調し、この理念に沿って、《南米に置いて、南米諸国国民の総合的發展のための基礎である、平和地帯と天然資源の保護を強化すること、そのためには、紛争の予防、論争の平和的解決、威嚇や力の行使に訴えることの抑制の措置を発表した。